

交通局において、次のとおり懲戒処分を行いましたので、御報告いたします。

【処分内容】

所 属	鷲ヶ峰営業所
職 名	技能職員（市バス運転手）
年 齢	59 歳
性 別	男性
処分内容	減給 3 月（3 月間令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 1 月までの平均賃金の 1 日分の 6 分の 1 の金額を減給）※労働基準法第 9 1 条に基づき減給
処分理由	当該職員は、令和 6 年 1 1 月 1 4 日、7 時 2 7 分、新百合丘駅前発、溝口駅南口行きを運行中、7 時 5 2 分頃、聖マリアンナ医大下停留所で 4 名のお客様を乗せた後、車内の安全確認を怠りバスを発車させたことから、発車時の動揺により、バス車内後方に移動中のお客様 1 名を転倒させた。 当該職員は、お客様に謝罪し、「大丈夫ですか」と声をかけるものの、運転席から離れて転倒したお客様の容態を確認することではなく、運行管理者の指示を受けずに自らの判断で運行を継続した。 これらの行為は、川崎市交通局自動車運転安全規範施行細則に違反したものであり、安全、正確、快適な輸送を行うことを本務とする市バス運転手としての自覚に欠ける行為である。 また、当該職員は、令和 5 年度には、乗車時の安全確認を怠り、お客様を扉で挟む有責事故を惹起し、今年度は、局が定めている再発防止策の実施を怠り、経路誤りを惹起するなど、再三にわたり職務上の義務違反等について指導を受けたにもかかわらず、本事案を惹起した。
処 分 者	川崎市交通局長
処 分 日	令和 7 年 2 月 4 日

＜問合せ先＞（処分量定に関すること）

川崎市交通局企画管理部庶務課 永松

電話 044-200-3202

（処分事案に関すること）

川崎市交通局自動車部安全・サービス課 榎田

電話 044-200-3234

交通局において、次のとおり懲戒処分を行いましたので、御報告いたします。

【処分内容】

所 属	塩浜営業所
職 名	技能職員（市バス運転手）
年 齢	6 1 歳
性 別	男性
処分内容	戒告
処分理由	当該職員は、令和 6 年 1 0 月 9 日、6 時 3 7 分、川崎駅発、市営埠頭行きの運行を開始し、川崎駅 1 1 番乗り場を発車して交差点を左折する際、歩道ポールにバスの左後方側面を接触させた。 接触した後、運行管理者に状況を説明し、運行管理者の指示に従い運行を継続した。 その後、6 時 5 5 分頃、四谷下町停留所で降車扉を開ける操作を行ったところ、接触の影響で扉が開かない不具合を認識したにもかかわらず、運転席を離れて扉の状況を確認することはなく、扉が開かない旨を車内マイクで説明し、お客様に扉の開閉を行わせるとともに、当該停留所において、運行管理者への報告を怠った。また、お客様が扉を押さえた状態で次の塩浜停留所まで運行を継続し、走行しながら運行管理者に無線連絡を行った。 これらの行為は、川崎市交通局自動車運転安全規範施行細則に違反したものであり、安全、正確、快適な輸送を行うことを本務とする市バス運転手としての自覚に欠ける行為である。
処 分 者	川崎市交通局長
処 分 日	令和 7 年 2 月 4 日

＜問合せ先＞ （処分量定に関する事）

川崎市交通局企画管理部庶務課 永松
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 0 2

（処分事案に関する事）

川崎市交通局自動車部安全・サービス課 榎田
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 3 4